

様式第4号 (第4条関係)

調査結果報告書

平成28年1月7日

葉山町議会議長 近藤昇一様

葉山町議会政治倫理審査会

会長 駒田英隆



葉山町議会議員政治倫理条例第8条第1項の規定に基づき、平成27年10月22日付けで調査請求のあった事案について、次のとおり報告します。

1 調査請求の対象となった議員

横山すみ子 議員

2 調査結果

当該議員が、守屋前議員とどのような遣り取りがあって、「新葉クラブの町政報告 第32号(平成27年4月15日発行)」(以下「町政報告」という。)を作成したのかは、審査会からの要望にもかかわらず、当該議員において、上記遣り取りに立ち会った証人の氏名等の情報提供に応じて頂けなかったため、審査会としては明らかにすることが出来なかった。

そうすると、審査会としては、町政報告は、真偽不明な当該議員と守屋前議員の遣り取りを前提に作成されたものと判断せざるを得ない。

そして、真偽不明な当該議員と守屋前議員の遣り取りを前提に作成された町政報告を、当時、議会運営委員会委員長という要職にあった当該議員が、町議会議員選挙の11日前に発行することは、町民全体の代表者として、高い品位が望まれる議員の行動としては、軽率であったとの批判を受けてもやむを得ない。

よって、葉山町議会議員政治倫理条例第3条第1号に規定する政治倫理基準に抵触していると判断せざるを得ず、同条例に違反していると判断する。

なお、当該議員においては、本審査会の判断を糧にして、これまで以上に町民の範として議員活動に邁進して頂きたい。

